

# 契 約 書 (総価契約) (案)

|                      |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|----------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 契約金額                 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|                      |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 |   |   |   |   |   |   |   |   | 円 |

| 品 名                   | 単 位  | 数 量         |         |
|-----------------------|--|-------------|---------|
| 広島市立広島市民病院内視鏡情報管理システム | 式  | 1           |         |
| 納 入 期 限               | 令和 5 年 3 月 31 日  | 納 入 場 所     | 仕様書のとおり |
| 契 約 保 証 金             |  | か し 担 保 期 間 | 12か月    |
| そ の 他 の 契 約 事 項       | 1 広島市立病院機構物品調達契約約款(政府調達：総価契約)のとおり。<br>2 仕様書のとおり  |             |         |
| 特 記 事 項               | 1 本調達は、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された 1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「改正協定」という。）、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「日欧協定」という。）、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（以下「日英協定」という。）の適用を受ける調達であるため、改正協定第18条、日欧協定第10.12条、日英協定第10.12条に定める苦情処理手続により、調達者が契約を締結すべきでない旨又は契約の執行を停止すべき旨の判断をしたときは、契約締結の留保又は契約の解除を行うことができる。<br>2 その他別紙仕様書のとおり。 |             |         |
| 管 轄 裁 判 所             | 広島地方裁判所  |             |         |

上記内容のとおり、物品の購入について、契約を締結するものとし、本書2通を作成し当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

|   |                        |
|---|------------------------|
| 広島市中区基町7番33号<br>地方独立行政法人広島市立病院機構<br>発注者<br>理事長 竹内 功 印 | 住所・商号・代表者名<br>受注者<br>印 |
|---|------------------------|